

神奈川県内の大学間における大学院学術交流に関する協定書に基づく特別聴講学生及び特別研究学生について

【特別聴講学生】

1. 協定参加校の大学院学生が、教育研究上の必要により、協定する大学の大学院（以下、「参加大学」とする。）で開設する授業科目の履修を希望したときは、参加大学は、正規の授業に差支えない限り、受入れを許可します。

2. 受け入れられた学生の身分は、「特別聴講学生」とします。

(履修科目)

履修できる授業科目は、参加大学間の協議により決定します。

(出 願)

参加大学において、授業科目の履修を希望する本学大学院学生は、特別聴講学生候補者として、参加大学あてに本学大学院から依頼します。

(受入れ)

参加大学は、推薦のあった本学大学院学生を特別聴講学生として決定し、本学大学院あてに通知します。

(単位認定)

(1) 特別聴講学生が、受入れ先大学院において修得した単位は、10単位を限度として修了要件単位として認めることができます。

(2) 特別聴講学生が、履修した授業科目の成績評価及び単位の認定は、受入れ先大学院学生と同様の方法によって行うものとします。

(3) 受入れ先大学院は、前項に定める成績及び単位を、学期末に本学大学院あてに通知するものとします。

(その他)

(1) 受入れ先大学院は、特別聴講学生が授業科目を履修する上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとします。

(2) 本学大学院は、特別聴講学生として受入を許可した学生に対し、「学生教育研究災害傷害保険」への加入を義務づけるものとします。

(授業料)

特別聴講学生の検定料、入学金及び授業料は、徴収いたしません。ただし、実験、実習等で特別に要する費用については、その実費を徴収する場合があります。

【特別研究学生】

1. 協定参加校の大学院学生が、教育研究上の必要により、参加大学において研究指導を希望したときは、参加大学は、在籍学生に対する研究指導上差支えない限り、受入れを許可します。

2. 受け入れられた学生の身分は、「特別研究学生」とします。

(出 願)

参加大学において、研究指導を希望する本学大学院学生は、特別研究学生候補者として、参加大学あて

に本学大学院から依頼します。

(受入れ)

(1) 参加大学は、依頼のあった本学大学院学生を特別研究学生として決定し、本学大学院あてに通知します。

(2) 参加大学は、特別研究学生に対する研究指導が終了した場合には、指導内容等について本学大学院あてに通知します。

(その他)

(1) 受入れ先大学院は、特別研究学生が研究指導を受ける上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとします。

(2) 本学大学院は、特別研究学生として受入を許可した学生に対し、「学生教育研究災害傷害保険」への加入を義務づけるものとします。

(授業料)

特別研究学生の検定料、入学金及び授業料は、徴収いたしません。ただし、研究等で特別に要する費用については、その実費を徴収することがあります。

(共同研究等)

(1) 学生が、参加大学で実施する共同研究等に参加することを希望するときは、これを許可することができます。

(2) 共同研究等に参加するための手続きは、参加大学間の協議により定めます。

(3) 受入れ先大学院は、特別研究学生が共同研究をする上で必要な設備の利用については、便宜を供与するものとします。

(研究料等)

共同研究の参加に係る研究料等は、徴収いたしません。ただし、特段の事情がある場合には、参加大学間の協議によりこれと異なる取扱をすることがあります。

【その他】

上記に定めのない事項については、参加大学間の協議により決定します。

また、参加大学は、下表のとおりです。

大 学 名	大 学 名
青山学院大学	総合研究大学院大学
麻布大学	鶴見大学
神奈川大学	田園調布学園大学
神奈川工科大学	桐蔭横浜大学
神奈川歯科大学	東海大学
鎌倉女子大学	東京工業大学
関東学院大学	東京工芸大学
北里大学	東京都市大学
相模女子大学	日本大学
松蔭大学	日本女子大学
湘南工科大学	フェリス学院大学
昭和大学	文教大学
情報セキュリティ大学院大学	明治大学
女子美術大学	横浜国立大学
聖マリアンナ医科大学	横浜市立大学
専修大学	横浜創英大学